

2012年1月31日

上越市長
村山秀幸 様

日本共産党上越市議会議員団
団長 橋爪 法一

災害救助法発動に伴う「資力及び労力」についての要請書

豪雪対策へのご尽力に感謝申し上げます。

災害救助法による除排雪の対象世帯の「資力及び労力」の有無の判断について、下記のように措置していただきますよう強く要請いたします。

記

1. 要望事項

- (1) 災害救助法の「自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない世帯」とは、豪雪の状況下で現に「除雪を行うことができないでいる世帯」であり、豪雪災害を未然に防止する立場から、対象世帯を抜本的に広げる措置をとっていただきたい。
- (2) 上記の趣旨を町内会長及び市民に速やかに徹底していただきたい。

2. 要請する理由

- (1) 「災害救助の実務」は、「障害物の除去」は「いま直ちに被災者の生命に関係するという程の緊急性」もなく「第二次的な救助」だとして、「自らの資力及び労力」が無いことを条件にしています。
- (2) 一方、豪雪への災害救助法への適用について「災害救助の実務」は、「放置すれば住家が倒壊するおそれ」や「集落が孤立した場合等多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合には」。「除雪が実施される」としています。豪雪への対応は、「二次的な救助」ではなく、生命と身体にかかわる第一次的な救助です。
- (3) 日本共産党国会議員団の問い合わせに対し、厚生労働省は、「危険が生じているのに除排雪できない状況そのものが『自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができないということであり、救助の対象となる』との見解を明確にしています。

以上